

最高裁秘書第2515号

平成27年11月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎



司法行政文書開示通知書

8月26日付け（同月28日受付、最高裁秘書第1768号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

2015年（平成27年）9月3日付け日弁連法1第158号日本弁護士連合会会長要請「第69期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する協力について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

日弁連法1第158号  
2015年(平成27年)9月3日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会  
会長 村 越 進  
(公印省略)

第69期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛  
に関する協力について(要請)

当連合会は、現下の司法修習生の厳しい就業状況に鑑み、平成22年度から、最高裁判所及び法務省との間で、司法修習生に対する採用のための勧誘行為の在り方について協議を重ねてきたところですが、法曹三者による実務法曹養成の実効を期すためには、とりわけ司法修習開始直後の第1クール終了までの間について、可能な限り司法修習生の修習に専念できる平穏な修習環境を維持するためにお互いに協力する必要があるとの認識を法曹三者で改めて再確認しております。

つきましては、平成27年12月2日から司法修習を開始する第69期司法修習生及び司法修習予定者に關し、司法修習の実効を期すとともに司法修習生等の職業選択の自由を尊重するため、下記のとおり要請いたします。

貴会会員に対し、この要請の趣旨を周知徹底していただくとともに、行き過ぎた勧誘行為等が認められた場合には、当該会員に対し、個別に実情に応じた対応をとっていただくななどして、平静な司法修習環境を維持し、司法修習の実をあげるべく御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ひまわり基金法律事務所等、弁護士会連合会又は弁護士会が設置する公設事務所弁護士及び日本司法支援センターの常勤弁護士への赴任希望者の勧誘については、本要請の対象外として扱わせていただきますので、その点御留意ください。

記

- 1 会員は、第69期の司法修習生及び司法修習予定者(以下合わせて「司法修習生等」という。)に対し、平成28年2月28日まで、採用のための勧誘行為は行ってはならない。なお、採用情報の提供(修習開始の前後を問わず弁護士会が主催して行う採用説明会を含む。)及び事務所見学の案内は含まれない。
- 2 会員は、司法修習生等に対し、過度の飲食提供、その他不相当な方法による採

用のための勧誘行為を行ってはならない。

- 3 会員は、第69期の司法修習生等から採用申込みを受けても、平成28年2月28日までは、これを応諾してはならない。
- 4 会員は、第69期司法修習生等に対する採用決定（内定を含む。）により、司法修習生等を拘束してはならない。会員は、第69期司法修習生等の会員に対する採用の申込み又は会員からの採用の申込みに対する第69期司法修習生等の承諾につき、司法修習生等が撤回することを妨げてはならない。
- 5 会員は、職業選択に関する司法修習生等の自由な意思を尊重しなければならない。

以上